

平成25年西尾市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年4月30日

西尾市監査委員 手嶋英夫  
西尾市監査委員 杉崎慎一郎

## 第1 請求文

### 1 措置請求書

#### 西尾市職員措置請求書

平成25年3月13日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿  
同 杉崎慎一郎 殿

#### 請求の要旨

平成23年度に4回に亘って支給された消防団職務報酬の総額は、296人に対して17,634,852円にのぼる。

その一方で、一色・吉良・幡豆の3消防団に対して、総額16,340,000円の消防団運営交付金が交付された。

ところが、この交付金は、平成23年度の消防団の活動の全てに対し支給されており、まさに「報酬」の2重取りとなっている。

西尾市長に対して、2重取りされた平成23年度消防団職務報酬の全額17,634,852円を、乃至は平成24年3月19日に支給した1～3月分の報酬4,403,492円を、3消防団に対して返還するよう措置することを請求する。

これは、報酬の対象活動があいまいなことからきており、「報酬」の対象活動の明確化の措置も併せて請求する。

#### 請求の理由

市長は、一色・吉良・幡豆の3消防団に対して、平成23年度消防団職務報酬を、平成23年7月29日、10月20日、平成24年1月31日、3月19日の4回に亘って総額17,634,852円を支給した。（別紙.1.1-1）

更に、上記3消防団に対して、平成23年度消防団運営交付金が平成23年5月2

0日、総額16,340,000円と消防団職務報酬にほぼ匹敵する金額が交付された。(別紙.2)

その交付金の使途は、(別紙.3)「消防団交付金対象活動の業務名一覧表」の通りである。

そこに見る通り、市民感覚で、通常「報酬」の対象と思われるもの全てが含まれている。残るものとしては、通夜、葬儀参列、PTA 歓送迎会(来賓)、町内会長交代式(来賓)、小学校運動会(来賓)、秋葉山参拝ぐらいのものであろう。

「報酬」とは、「労働・骨折りや物の使用の対価として給付される金銭・物品」(広辞苑)であるが、これでは、報酬に対応する活動の全てに対して運営交付金が支給され、報酬に対応する労働が全く残っていないにもかかわらず報酬が支給されていることになる。

これでは、報酬に対応する労働がなくても、消防団員として登録すれば報酬が支給されるということになる。

このことは、運営交付金により報酬が2重取りされていることを意味し市民に多大な損失を与えていることは明白である。

従って、この2重取りされた報酬の返還を求めるものである。

なお、消防団職務報酬は、先述のとおり年4回分割して支給されているが、本来、この報酬は年額であることから、後払いで、平成24年3月末日に支給されるべきものである。

上記により、市長に対して、平成23年度消防団職務報酬17,634,852円を、一色・吉良・幡豆3消防団に返還するよう措置することを請求する。

仮に、上記が現実的に困難であるならば、上記3消防団に対して、平成24年3月19日に支給された4,403,492円を返還するよう措置することを請求する。

更に、上記に加えて時間データにもとづいて追求する。

1. 平成23年度職務報酬総額17,634,852円を、一般的臨時職員の時給850円で除してみると、「20,746時間」となり、時給1,000円としてみると「17,634時間」になる。

それに対し、3消防団の交付金対象活動の総延べ時間は「21,879時間」(別紙.4)であり、このことは、平成23年度消防団運営交付金交付金対象活動が「報酬」に対応する活動をカバーしていることを示している。

即ち、「報酬」を支給しながら、さらに追い金を支払ったことを示している。

2. 上記「21,879時間」には訓練時間を含む。

訓練(各種訓練、緊急出動(枯葉火災、車両火災、火災誤報、建物火災待機)、出初式、観閲式を含む)の延時間は「12,443時間」であり、それを除いたその他の延べ時間は「9,436時間」と上記よりも少ない。(別紙.4)

仮にそれを是としてみると、役付手当を含む報酬の時給は、「17,634,852

円÷9, 436時間=1, 868円」と非常に高額であり、消防団の報酬としては、不当に高いといえる。

3. 更に、役付手当を含まない一般団員での時給でみる。

一般団員の報酬は「54, 500円」である。

その対象人数は、定員の296人でもなく、会費を納めていない4名と、「交付金対象活動実績報告書」で全く活動実績のない17名を除いた275人とする。(別紙. 4)

その報酬額は「54, 500円×275人=14, 987, 500円」で、訓練を含まないその他の延べ時間「9, 436時間で除すと時給「1, 588円」とまだ消防団員としては高額である。

4. これは、「訓練」の中身を層別していないことによるものであり、訓練を規律訓練、土嚢作り訓練、応急救護訓練、操法訓練、放水訓練、ラップ訓練などの消防団員としての必要な技能の教育・練習と、実際に想定した総合的な訓練とは、分けて扱うべきである。

すなわち、教育・練習に類するのは「報酬」の対象活動とし、総合的な訓練は「費用弁償」の対象とすれば、報酬は妥当な水準となる。興味があれば、試算されたい。

※※上記試算では、若干低めになるが、それは、個別訓練が異常に頻繁に実施されており、訓練時間が水増しされていることが原因していると考えられる。

(注) この時間データは、16, 340, 000円と非常に高額な支出によって得られたものであり、今後、このような機会はないと思われる。大切に保管・活用されたい。

以上より、市長には、消防団職務報酬の、他市との比較も踏まえ、報酬の対象活動を明確にし、時給の観点でも、世間一般の常識に合致するよう見直すよう措置することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

請 求 者

住所 西尾市●●●●●●

職業 ●●●●●●

氏名 ●●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

## 2 事実証明書

- (1) 平成 23 年度 歳出予算差引簿
- (2) 平成 23 年度 消防団職務報酬の実績（請求人作成）
- (3) 消防団交付金対象活動の業務名一覧表（請求人作成）
- (4) 平成 23 年度 一色・吉良・幡豆消防団 消防団交付金対象活動の延べ時間（請求人作成）
- (5) 消防団交付金対象活動実績書

## 第 2 監査結果の取扱い

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

平成25年 4 月 30日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫

西尾市監査委員 杉 崎 慎 一 郎

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成25年3月13日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の要旨は次のとおりである。

(1) 主張する事実

平成23年度に消防団員に報酬が支払われている一方で、消防団活動の全てを対象とした運営交付金（以下「交付金」という。）が支給されていることは、「報酬」の二重取りである。

報酬総額をもとに、一般的臨時職員の時給で除して活動時間を試算した場合、交付金の対象活動総延時間とほぼ同じであることから、報酬を支給しながら、さらに交付金を支払ったことを示している。また、報酬を活動時間で除して、時給換算してみても、その時給は不当に高額である。

(2) 不当とする理由

報酬に対応する活動の全てに対して交付金が支給され、報酬を支給する労働が全く残っていないにもかかわらず、報酬が支給されていることになる。

このことは、交付金により報酬が二重取りされていることを意味し市民に多大な損失を与えていることは明白である。

### (3) 求める措置

監査委員は西尾市長に対し、二重取りされた平成 23 年度消防団職務報酬の全額 17,634,852 円を、乃至は、1 月から 3 月分の報酬 4,403,492 円を一色・吉良・幡豆の各消防団に対して返還するよう措置することを請求する。

これは、報酬の対象活動があいまいなことからきており、「報酬」の対象活動の明確化の措置も併せて請求する。

### (4) 提出された事実証明書

- ・平成 23 年度 歳出予算差引簿
- ・平成 23 年度 消防団職務報酬の実績（請求人作成）
- ・消防団交付金対象活動の業務名一覧表（請求人作成）
- ・平成 23 年度 一色・吉良・幡豆消防団 消防団交付金対象活動の延べ時間（請求人作成）
- ・消防団交付金対象活動実績書

## 2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められた。

なお、「請求期間に関する要件」について疑義があったため、報酬の支払日から、本件請求日までに 1 年以上を経過したものに係る「正当な理由」の記載を請求人に求めたが、記載されなかった。ただし、この扱いについては、監査の過程において明らかになるものと解し、平成 25 年 3 月 21 日付けで受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項

平成 23 年度に西尾市長が各消防団員に支給した報酬(17,634,852 円又は 1 月から 3 月分の 4,403,492 円)と各消防団に交付した交付金から支払われた費用弁償が重複支給にあたるか否かを監査対象事項とした。

### 3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

#### 4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 4 月 9 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹及び主査から事情聴取した。

### 第 3 監査の結果

#### 1 報酬及び交付金の支給実態

##### (1) 報酬

特別職の非常勤職員である消防団員への報酬は、法により、次のとおり規定されている。

##### (報酬及び費用弁償)

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

これに従い、西尾市消防団条例(以下「条例」という。)では、次のとおり定めている。

##### (報酬)

第 14 条 団員に次の表に掲げる報酬を支給する。

区分	報酬の額(年額)
団 長	143,000 円
副 団 長	124,000 円
分 団 長	107,000 円
副分団長	90,000 円
部 長	65,000 円
班 長	58,000 円
団 員	55,000 円

2 前項の規定による報酬の支給については、西尾市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年西尾市条例第 7 号)の例による。

平成 23 年度の報酬は、「西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第 6 条の支給日の特例により、以下のとおり支給していた。

平成 23 年 7 月 29 日	4 月～ 6 月分	4,414,910 円	(292 人)
平成 23 年 10 月 20 日	7 月～ 9 月分	4,413,532 円	(292 人)
平成 24 年 1 月 31 日	10 月～12 月分	4,402,918 円	(291 人)
平成 24 年 3 月 19 日	1 月～ 3 月分	4,403,492 円	(291 人)
合 計		17,634,852 円	

ただし、4 回の支給のうち、最後の支給以外の 3 回は、本件請求の請求日までに 1 年以上を経過していたこと、及び請求書に法第 242 条第 2 項のただし書きにある「正当な理由」の記載もないので、平成 24 年 3 月 19 日に支給した 1 月から 3 月分の報酬 4,403,492 円以外は、請求要件を欠くものである。

## (2) 交付金

西尾市消防団運営交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、組織の円滑な運営を図るために各消防団に一定額交付したものであり、その総額は、16,340,000 円であった。一部が物品購入に充てられているがその大半は、団員の活動実績に応じ年数回に分け、費用弁償として支払われていた。この費用弁償は、条例で定める費用弁償を一部交付金から支出したものであり、条例は次のとおり定めている。

### (費用弁償)

第 15 条 団員が職務に従事するときは、次の表に掲げるいずれかの費用弁償を支給する。

区分	金額（1 回につき）
災害出動費用弁償	2,800 円
警戒出動費用弁償	2,800 円
訓練出動費用弁償	2,800 円
その他の出動費用弁償	2,800 円

交付金から支給された費用弁償は、各消防団ともに訓練、点検、整備のほか各種消防団行事に対し、条例による費用弁償と同様に 1 回あたり 2,800 円の支払いに充てていた。

なお、支給対象となったすべての活動は、消防団活動と確認できたが、費用弁償としての支払いは、予算の範囲内に止められており、それを超える場合、活動記録は残すが、費用弁償は支払われていない現状であった。



## 2 報酬と費用弁償の違い

「報酬」は、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、一方「費用弁償」とは、実費弁償と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給されるものである。報酬が役務の対価として「給与」に入るのに対し、「費用の弁償」は、実費を償うという意味において「給与」には入らず「その他の給付」という扱いで、同じ法第 203 条の 2 の中でも明確に区別されている。

## 第 4 監査委員の判断

報酬は、消防団活動に対する給与であり、法第 203 条の 2 により、条例第 14 条で支給したものである。一方、費用弁償は、消防団活動に対する実費弁償であり、法第 203 条の 2 により、条例第 15 条及び要綱で支給したものであり、いずれも規定された通り支給したものであることから、違法不当性はない。

よって、請求人の主張に理由がないものと判断し棄却する。

また、請求人が活動時間にに基づき、重複支給や報酬額を追求した主張については、請求人が主観的に思料しているにすぎないので、期間徒過で請求要件を欠いたものと併せ、却下する。